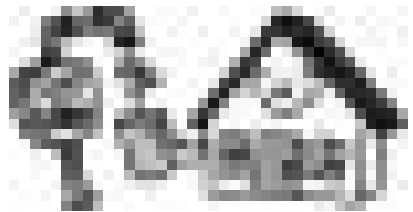


水道週間「ただいまァー 蛇口ひねって 水ゴクリ」

6月1日から6月7日まで、第50回水道週間が行われます。本年のスローガンは「ただいまァー 蛇口ひねって 水ゴクリ」です。

住民のみなさんに安心・安全でおいしい水をお届けするために、市では適切な水質管理や水源、浄水場、配水池、水道管など水道施設を日々管理しています。安全でおいしい水を供給するためには、水源の汚染防止および環境保全に、一人ひとり関心を持つことが大切です。特に宅内給水装置については、自己管理となりますので、給水装置の仕組みを知ることや、浄水器・自動湯はり型のお風呂や、タンクレスの水洗トイレなど、給水用具の適正な維持管理が必要となります。おいしい安曇野の水道水をいつでも「ゴクリ」と飲めるように、装置の点検・管理などを行い、この機会に水道のしくみや水の大切さについても考えてみませんか。



☎豊科総合支所内上下水道部上水道課（TEL72・3111 FAX72・2510）

上水道への接続を

穂高有明地域において、井戸水（地下水）から環境基準を超える有機塩素化合物の一種であるトリクロロエチレンが検出されました。市と県では、周辺の井戸水の水質調査などを実施しましたが、原因については5月1日現在まで不明であるので、今後詳細な汚染状況を確認するため、引き続き井戸水の水質調査などを実施していきます。

今回検出されたトリクロロエチレンは、十分に煮沸することで除去でき飲用は可能となりますが、浅井戸などについては、大腸菌などの影響により水質に変化を及ぼす可能性があります。上水道の給水可能な地域にお住まいで、まだ水道を接続されていない人は、安心・安全な上水道への接続をお勧めします。

☎環境汚染について 穂高総合支所内市民環境部環境課（TEL82・3131 FAX82・6622）

上水道について 豊科総合支所内上下水道部上水道課（TEL72・3111 FAX72・2510）

自動車税は6月2日までに

平成20年度の自動車税の納期限は6月2日です。自動車税は必ず納期限までに納めましょう。自動車税は、4月1日午前0時に自動車を所有している人に課税されます。なお、本年度から全国のコンビニエンスストアでも納付することができるようになりました。

●休日と夜間、地方事務所税務課で納付窓口を開設しますのでご利用ください。

日 時	
5月31日（土）	午前9時～午後4時
6月1日（日）	

日 時	
5月28日（水）	午前8時30分～午後8時
5月29日（木）	
5月30日（金）	
6月2日（月）	

●自動車税を納めていただいた際にお渡しする領収書には「納税証明書」がついています。これは、継続検査（車検）を受けるときに必要となりますので、車検証と一緒に大切に保管しておきましょう。

●「納税通知書が届かない」「所有していない自動車の納税通知書が届いた」「身体障害者等の減免を受けたい」などの相談は、下記へお願いします。

☎松本地方事務所税務課（TEL40・1905）

市県民税のお知らせ

◆平成17年1月1日現在65歳以上であった人へ◆

住民税の老年者非課税措置廃止の経過措置がなくなりました。

（表1：非課税措置廃止の経過）

	均等割額	所得割額
平成18年度	1,300円	税額の2／3を減額
平成19年度	2,600円	税額の1／3を減額
平成20年度	（注）4,500円	経過措置の廃止

（注）平成20年度から長野県森林づくり県民税が導入されます。

平成17年1月1日現在65歳以上であった人で、前年の合計所得金額が、125万円以下の場合に適用されていた非課税措置が、平成18年度課税分以降廃止されました。平成18・19年度は、急激な税負担を軽減する経過措置がありましたが、平成20年度にはこの経過措置がなくなりました。（表1）

☎豊科総合支所内総務部市民税課（TEL72・3111 FAX72・8340）

◆みんなで支える ふるさとの森林づくり◆

平成20年度から「長野県森林づくり県民税」が導入されます。

（表2：均等割額）

	市民税	県民税	合 計
導入前	3,000円	1,000円	4,000円
平成20年度から	3,000円	1,500円	4,500円

平成20年度から個人県民税の均等割に長野県森林づくり県民税として500円が超過（上乗せ）課税されます。（表2）

☎県庁森林政策課（TEL026・235・7261）

松本地方事務所林務課（TEL40・1926）

◆納期限までに納付ください◆

平成20年度市県民税納税通知書を発送します。

（表3：平成20年度市県民税の納期限）

第1期	6月30日（月）
第2期	9月1日（月）
第3期	10月31日（金）
第4期	2月2日（月）

市では、平成20年度市県民税納税通知書を6月第1週ごろ発送します。お手元に届きましたら内容をご確認のうえ、納め忘れのないように納期限までに納付ください。（表3）

給与所得者で毎月の給与から市県民税が天引きされている場合は、納税通知書は発送しません。代わりに勤務先から税額通知書が配られますのでご確認ください。口座振替を登録されている人は納期限日に

引き落としとなりますので、税額と残高をご確認ください。（口座振替の場合は、納税通知書の領収欄に口座振替と記載されています）

☎豊科総合支所内総務部市民税課（TEL72・3111 FAX72・8340）

◆所得証明書の交付には窓口へ来庁される人の身分証明書が必要です◆

平成20年度（平成19年中の所得）所得証明書が発行できます。

平成20年度（平成19年中の所得）所得証明書を6月2日（月）から各総合支所地域支援課税務会計係で発行します。所得証明書の発行を希望される人は、身分証明書（運転免許証など）をご持参のうえ、来庁ください。同居の家族以外の人のも証明書の発行には委任状が必要となります。なお、本庁舎（旧自治会館）、県安曇野庁舎では発行できませんのでご注意ください。

☎豊科総合支所内総務部市民税課（TEL72・3111 FAX72・8340）

タイヤロックによる自動車などの差し押さえ

市では、市税などの滞納処分のため、従来の不動産や債権などの差し押えに加え「タイヤロック」を導入し、自動車・バイクなどの差し押えを平成20年度から実施します。

差し押さえた自動車・バイクなどは、運行・使用をさせないための措置として、タイヤロックを装着して市税滞納者に保管命令を行います。

なお自動車・バイク等にタイヤロックを装着しても納税に応じない場合は、差し押さえた自動車、バイクなどを引き揚げ、インターネット公売を実施します。

☎豊科総合支所内総務部収納課（TEL72・3111 FAX72・8340）

